

## 村山市芸術文化功労者表彰要綱

### 1 趣 旨

本市芸術文化の向上発展に功労のあった者及びその成績が優秀である者を表彰する。

### 2 表彰基準

次に掲げる基準の項に該当し、他の模範と認められる者を表彰する。

#### (1) 功労章

芸術文化の振興に幾多の業績をあげ、その功労の顕著な者。

#### (2) 栄光章

全国又は県内において、芸術文化活動で優秀な成績を上げたと認められる者。

#### (3) 感謝状

(1)・(2)のほか、芸術文化の振興に尽力した者。

### 3 候補者の推薦

候補者の推薦は、各団体の長並びに村山市芸術文化協議会の理事及び幹事がおこなうことができる。推薦者は所定の様式により候補者を推薦すること。推薦期日は10月1日までとする。

### 4 受賞者の選考及び決定

推薦された候補者については、選考委員会（各部門代表者）で選考し、会長が決定する。

### 5 表彰の方法

表彰は、市芸術祭会期中におこなう。

### 附 則

- 1 表彰は、異なった受賞であれば、重賞を妨げない。
- 2 村山市芸術文化功労表彰簿を備える。
- 3 本要綱は、昭和49年9月20日から施行する。
- 4 昭和49年度栄光章の表彰については、過年度の該当者も対象とする。
- 5 昭和52年5月25日附則一部改正。
- 6 令和元年5月31日一部改正